池田晶子著作物のご利用について

文筆家・池田晶子の著作物を題材に用いた試験問題を試験後に所謂「二次利用」するなどの著作物の利用にあたり、利用者の皆様には以下の点にご配慮を賜わりますよう何卒、お願いを申し上げます。

- (1) 事前の許諾を得ない著作物利用は、権利侵害のおそれがあります。 著作物を入学試験や検定の問題に利用することは、著作権法第36条の限りで 認められていますが、試験後に残った問題を学校が配布したりホームページに 掲載したり、過去問題集に収載する場合などは、事前の許諾が必要となります。
- (2) ゲラ原稿を添付してください。 申請時には、利用内容と体裁がわかる原稿(組みゲラなど)を必ず添付願います。 著書のコピーなどでは実際の著作物利用の態様が判断できず、回答できません。
- (3) 申請の前に必ず利用内容を原作品と照合し、校正済の内容で申請してください。 校正では次のことを励行してください。
 - ・利用内容が原作品と同一の場合には、その旨を申請時の原稿に明記する。
 - ・原作品と異なる部分については、原作品に準拠するよう朱字で校正する。
 - ・校正資料として、修正の有無に関わらず著書の該当部分(写)を添付する。
- (4) 申請時には、以下の必要書類一式をご郵送ください。 利用申請書、原稿、校正資料、許諾回答書、利用料振込指示書、返信用封筒など。 継続利用(HP利用も含む)でも、許諾は単年度ごととさせていただきます。 **翌年度のご申請時には、前年度の原稿と校正資料を併せて同封してください。**
- 【お願い】出題された試験問題であっても、そのままでは許諾できない場合があります。 試験問題の二次利用では、題材となった著作物の内容や表示が原作品と同一性 が保たれていないと許諾できません。異同がある場合には試験問題ママとせず、 以下の点にご配慮いただき、原作品に準拠して校正したうえでご申請ください。 ※この【お願い】は、試験問題を作問される際にも参考にしていただければ幸いです。
 - ① すべての品詞は、送り仮名を含め原則として原作品ママで表示してください。 (小学生を対象とした利用の場合には、所謂「教育漢字」の適用は許容します)
 - ② 段落表示と括弧、傍点、句読点などの記号・役物や英字・数字も原作品ママに。但し、漢字の読み書きを問うための表示の変更や、本文中の単語や短い一節を空欄に記入させたり選択させたりする所謂「虫食い」問題の設定、設問のために付された傍線や符号などは、この限りではありません。
 - ③ 作品の一部を空欄にして見えなくし、空欄に本文と異なる解答を記述させる 形式の問題は、同一性保持権侵害のおそれがある改変として許諾できません。
 - ④ 作品の部分利用の場合に、省略場所が明示されていないと原作品と誤認され、同一性保持権に抵触するおそれがあります。省略箇所があれば、文頭に「…」、文中や段落間には「(中略)、(略)」、文末には「(以下・略)」、などと表示願います。
 - ⑤ 出所の明示については、確認のために次のことを励行してください。
 - ・著作者名と『所収書籍名』とともに必ず「作品名」を明示する。
 - ・作品の部分的利用の場合には、その旨をできるだけ明示する。
 - ・所収書籍名のサブタイトルや出版社名はできるだけ明示する。

〈出所明示の例〉池田晶子『14歳からの哲学―考える教科書』トランスビュー 所収「考える[2]」より部分

校正原稿を添えて申請される誠実な利用者がいらっしゃる一方、未だ杜撰な申請も多く、題材利用時に改変された試験問題の「<u>孫引き」による誤用</u>も後を絶ちません。責任の所在と公平な許諾の基準を明確化するために、上掲のお願いをする次第です。今後は、<u>原作品と照合していないご申請には回答できかねます</u>のでご諒承ください。また、ご申請の返答には1ヶ月程度の時間を頂戴いたしますことをご諒承ください。

試験問題の題材利用やその二次的利用において原作品の同一性の保持に努めることは、 著作物を保護し尊重するという文化的・教育的意義に繋がるものと確信しております。 著作物の正確な利用にご配慮いただければ、池田晶子作品の紙媒体複製や公衆送信の 利用を進んで許諾いたしますので、何卒、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

作品名や所収書籍名をはじめ、ご不明の点がありましたなら下記事務局までお問い合わせください。 池田晶子著作権者 NPO 法人わたくし、つまり Nobody TEL.03-3270-1517 ver. 2020年11月 (この「お願い」は、すべての申請者の皆様にお届けしております)